

鳥衝突報告要領 新旧対照表

改 正	現 行
<p>平成21年7月14日制定（国空用第91号）                      平成22年2月12日一部改正（国空用第416号）                      平成23年7月4日一部改正（国空用第2号）                      平成27年9月16日一部改正（国空安保第406号）  <u>平成29年5月1日一部改正（国空安企第23号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部<u>安全企画課長</u></p> <p style="text-align: center;">鳥衝突報告要領</p> <p>1. ～4.（省略）</p> <p>5. 鳥衝突報告の提出先</p> <p style="padding-left: 20px;">外国運航者を含む全ての運航者                      〒100-8918                      東京都千代田区霞ヶ関2-1-3                      国土交通省航空局安全部<u>安全企画課 空港安全室</u>                      ファックス <u>03-3580-5233</u>                      E-mail: jcab-birdrep@mlit.go.jp</p> <p>6. ～7.（省略）</p> <p>附則（平成21年7月14日、国空用第91号）                      本要領は、平成21年8月1日より適用する。                      なお、本要領の適用をもって、通達「データベース化に伴う鳥衝突報告様式（依頼）（空用411号、平成11年12月7日）」及び通達「鳥衝突のデータベース化に伴う情報提供について（依頼）（空用第225号、平成12年5月29日）」は廃止する。</p> <p>附則（平成22年2月12日、国空用第416号）                      本改正要領は、平成22年3月11日より適用する。</p> <p>附則（平成23年7月4日、国空用第2号）                      本改正要領は、平成23年7月28日より適用する。</p> <p>附則（平成27年9月16日、国空安保第406号）                      本改正要領は、平成27年11月12日より適用する。</p> <p><u>附則（平成29年5月1日、国空安企第23号）</u>  <u>本改正要領は、平成29年5月1日より適用する。</u></p>	<p>平成21年7月14日制定（国空用第91号）                      平成22年2月12日一部改正（国空用第416号）                      平成23年7月4日一部改正（国空用第2号）                      平成27年9月16日改正（国空安保第406号）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部<u>空港安全・保安対策課長</u></p> <p style="text-align: center;">鳥衝突報告要領</p> <p>1. ～4.（省略）</p> <p>5. 鳥衝突報告の提出先</p> <p style="padding-left: 20px;">外国運航者を含む全ての運航者                      〒100-8918                      東京都千代田区霞ヶ関2-1-3                      国土交通省航空局安全部 <u>空港安全・保安対策課</u>                      ファックス <u>03-5253-1663</u>                      E-mail: jcab-birdrep@mlit.go.jp</p> <p>6. ～7.（省略）</p> <p>附則（平成21年7月14日、国空用第91号）                      本要領は、平成21年8月1日より適用する。                      なお、本要領の適用をもって、通達「データベース化に伴う鳥衝突報告様式（依頼）（空用411号、平成11年12月7日）」及び通達「鳥衝突のデータベース化に伴う情報提供について（依頼）（空用第225号、平成12年5月29日）」は廃止する。</p> <p>附則（平成22年2月12日、国空用第416号）                      本改正要領は、平成22年3月11日より適用する。</p> <p>附則（平成23年7月4日、国空用第2号）                      本改正要領は、平成23年7月28日より適用する。</p> <p>附則（平成27年9月16日、国空安保第406号）                      本改正要領は、平成27年11月12日より適用する。</p>

鳥衝突報告要領 新旧対照表

<p>別添 鳥衝突報告様式</p> <p>(省略)</p> <p><u>Airport Safety Office, Aviation Safety and Security Planning</u> Division, Aviation Safety and Security Department, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.JAPAN 国土交通省航空局安全部<u>安全企画課空港安全室</u></p> <p>(省略)</p>	<p>別添 鳥衝突報告様式</p> <p>(省略)</p> <p><u>Airport Safety and Aviation Security</u> Division, Aviation Safety and Security Department, Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.JAPAN 国土交通省航空局安全部<u>空港安全・保安対策課</u></p> <p>(省略)</p>
---	---